

5 歳児健康診査事業について

健康増進課

1. 目的

- ・ 特別な配慮が必要な児を年中の時期に把握し、個々の状況に合わせた支援をすることで、就学前後の成長・発達を支援する。
- ・ 保護者がわが子の特性や課題などに気づきを持ち、こどもへの適切な関わりや配慮を理解し、対応することで就学後の集団生活への適応を図る。
- ・ 就学前後のフォローアップ体制として、保健・医療・福祉・教育の分野が連携・協議しながら、切れ目のない支援体制の構築を行う。

2. 背景

- ・ 発達障害児において、就学後に対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に問題を有することが多く、不登校などの二次障害を示しやすいと指摘されている。
- ・ 就学時に特別な教育的配慮が必要な児に対して早期介入を実施することにより、発達課題について保護者の気づきや就学適応が向上することが期待される。
- ・ 学童期、思春期の健康増進に向けて、運動習慣及び睡眠時間の確保、適切なメディア利用及び食習慣の習得といった保健指導を就学前に行うことが重要である。
- ・ 妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産から就学前まで切れ目ない健康診査の実施体制を整備することを目的に、国が令和5年度第1号補正予算において5歳児健康診査事業の実施に係る費用助成を示し、全国の自治体で実施を目指すとした。

3. 庁内外プロジェクトチーム会議の開催

- ・ 参加者：庁外9団体9名、庁内（事務局含む）9課21名
- ・ 開催状況：令和6年7月～令和7年1月に全5回実施
- ・ 協議事項：5歳児健康診査の実施体制や保健・医療・福祉・教育の各分野が連携した健康診査後のフォローアップ体制について

4. 事業の方向性（案）

健康診査の内容

デジタルを活用した健康診査①～③を一体的に実施

- ①巡回型一次スクリーニング事業（専門職が園に訪問し発達の評価を行う）
- ②医師による一般健康診査
- ③事後相談事業（専門職等が園に訪問し、就学までの伴走型相談支援を実施）

健康診査の実施場所

- ・原則、保育所・幼稚園等の児が所属する園。
- ・未就園児や園での健康診査欠席児等は、保健センター等での集団健康診査。

対象年齢

おおむね4歳6か月～5歳6か月（年中児）

5. 5歳児健康診査事業のフロー

別紙 5歳児健康診査事業のフロー（案）参照

5歳児健康診査事業のフロー（案）

【別紙】

